



### マレーシアのハラール・セミナー報告

イスラーム研究所科学委員長 武藤 愛二

平成24年7月4日から13日にかけて行われたマレーシア政府科学技術革新省傘下マレーシア標準局開催トレーニング・セミナー「OIC諸国に於けるハラール基準と遵守基盤に関し」(KL)に参加したので報告する。

1) 参加者：総勢36名

OICからの招待者 22名 (19ヶ国)

西アジア 5ヶ国：アルバニア、アゼルバイジャン、タジキスタン、キリギスタン、ウズベキスタン

5名

アフリカ 4ヶ国：エジプト、ウガンダ、ガンビア、モロッコ

5名

中東 5ヶ国：イラン、カタール、サウジ、イエメン、パレスチナ

6名

アジア 5ヶ国：ブルネイ、モルジブ、パキスタン、バングラディッシュ、インドネシア

6名

自費参加者 14名 (5ヶ国)

マレーシア 9名

インド (1名)、フィリピン

(1名)、オランダ (1名)、

日本 (2名)

2) セミナーの主旨

マレーシア政府の「開発国への技術支援プログラム」(マレーシア政府のsouth-south cooperation programmeとしてスタートしたプログラムで、開発途上国の自立支援を目的にしたもの)の一環で、マレーシア科学技術革新省傘下のマレーシア標準局が、OIC諸国の政府系標準化部局(Department of Standardization & Quality)に対して、ハラール基準とハラール遵守基盤に関するマレーシアの事情の説明と各国の事情を比較検討する為のセミナーである。ISO(国際標準化機構)が国際標準化する中、各国ともISO基準ベースを取り入れた標準化部局を設置しているが、今回セミナーの招待者の多数は、OIC諸国の政府系の標準化部局で、ハラール基準を取り扱っている担当者であった。

他方、ハラール認証団体(Halal Certifier)からのセミナー参加は、

JAKIMを含め8団体。JAKIM以外、JAKIMが承認しているハラール認証機関として、民間3団体(日本TSRI/JMA、インド、オランダ)と政府系の4機関(エジプト、イラン、イエメン、モロッコ)であった。

3) セミナー出席者詳細

OIC諸国からの招待者

アルバニア：1名

Standardization in Albania (DPS) (アルバニア政府機関)

Mr. Avdullai Renols

アゼルバイジャン：1名

Azerbaijan Standards Institute (アゼルバイジャン政府機関)

MS. Aygun Mutallimova : Leading Specialist

タジキスタン：1名

(タジキスタン政府機関)

Agency of Standardization, Metrology, Certification and Trade Inspection

Mr. Vokhidov Azalshokh : Head of Specialist

キリギスタン：1名

Bishkek Center of Testing and Certification for Standardization and Metrology of Economic and Antimonopoly policy

(キリギスタン政府機関)

MS. Chinara Dikanbaeva

ウズベキスタン：1名

(ウズベキスタン政府機関)

The Uzbek State Centre for Standardization, Metrology and Certification

MS. Karimova Feruza

エジプト：2名

Egyptian Organization for Standardization & Quality

(エジプト政府機関：JAKIM承認ハラール証明機関)

Mr. Ahmed Ragab Farag :

Food Control Specialist (Agronomist)

Mr. Mohamad Abdelhamid :

Food Standards Specialist (Agronomist)

ガンビア：1名

The Gambia Standard Bureau (ガンビア政府機関)

Mr. Papa Secka :

Director General

ウガンダ：1名

The Uganda Halal Bureau Limited, Uganda National Bureau of Standards, Ministry of Trade and Commerce



セミナー参加者集合写真

Mr. Nekambuza Acram Yaaf : Senior Field Officer  
 モロッコ：1名  
 (モロッコ政府機関：JAKIM承認ハラール証明機関)  
 Standardization & Quality Promotion, Ministry of Industries  
 and Commerce  
 Mr. Younes Cherrat  
 イラン：1名  
 Iran Chamber of Commerce, Industries and Mines  
 (イラン商工鉱業会議所：JAKIM承認ハラール証明機関)  
 Mr. Alireza Esmaeili Mazgar : Senior Expert for International  
 Affairs  
 カタール：1名  
 Qatar Company for Meats & Livestock Trading  
 (カタール政府公社)  
 Mr. Muawia Elssideig Adam  
 サウジアラビア：2名  
 Saudi Food & Drug Authority, Food Sector (サウジ政府機関)  
 Mr. Khalid Saud Al-zaharani  
 Mr. Ali Fahd Nasser Al-Duhaim : Food Specialist  
 イエメン：1名  
 Yemen Standardization Metrology & Quality Control  
 Organization  
 (イエメン政府機関：JAKIM承認ハラール証明機関)  
 Mr. Yaseen Al-Asbahi : Manager of Food Standards  
 パレスチナ：1名  
 Palestine Standards Institution (パレスチナ政府機関)  
 Mr. Saber Alameleh  
 ブルネイ：2名  
 Ministry of Religious Affairs, Department of Syariah Affairs  
 (ブルネイ政府機関)  
 Halal Food Control Division  
 MS. Wajihan Binti Haji Zainuddin : Scientific Officer  
 MS. Nur Farizan Haji Dollah  
 モルジブ：1名 (モルジブ政府機関)  
 Maldives Standardization Institute : Standards, Metrology,  
 Testing and Quality  
 Mr. Ahmed Migdhad  
 パキスタン：1名  
 Faculty of Agriculture, Department of Food Science &  
 Technology, Anbar Campus, Abdul Wali Khan University,  
 Mardan, Pakistan (パキスタン大学機関)  
 Mr. Abdul Sattar Shah : Assistant Professor  
 バングラディッシュ：1名 (バングラディッシュ政府機関)  
 Bangladesh Standards and Testing Institute (BSTI)  
 Mr. S.M.Abu Sayed : assistant director  
 インドネシア：1名 (インドネシア政府機関)  
 Directorate Standardization Traditional Medicine, Cosmetic

and Compliment  
 Product : National Agency for Drug and Food Control  
 MS. Suhartatik

その他参加者

マレーシア：9名  
 トレンガヌ州：1名  
 Terengganu Islamic Religious Committee  
 Mr. Idham Bin Mustafa  
 サラワク州：1名  
 Sarawak Islamic Religious Department  
 Mr. Wahab Sallehuddin Ling : halal development unit  
 JAKIM：1名  
 Mr. Norhamizan Remeli : auditor  
 スタンダード・マレーシア局：2名  
 FAMA (Federal Agricultural Marketing Authority)：2名  
 Mr. Mohmd Ismail Amirudin  
 MS. Anuratha Sivam  
 Department of Veterinary Service：1名  
 食品会社：1名  
 Foods Sdn. Bhd. (マレーシア民間食品企業)  
 MS. Siti Salwa Bt. Abdul Ghani : Halal Executive  
 アズハル大学出身  
 日本：2名  
 武藤 愛二：拓殖大学イスラーム研究所  
 (ハラール認証機関：JAKIM承認機関)  
 尾川 健治：財団法人新日本検定協会：理事

フィリピン：1名  
 Bureau of Agriculture and Fisheries Products Standards  
 (フィリピン政府機関)  
 Department of Agriculture  
 Mr. Ibrahim A. Racmat : science research specialist  
 インド：1名  
 Jamiat Ulama-i-Hind Halal Trust  
 (ハラール認証機関：JAKIM承認機関)  
 Mr. Faiyaz Khan : food technologist  
 オランダ：1名  
 Halal Correct Certification (TOHCC)  
 (ハラール認証機関：JAKIM承認機関)  
 Mr. Ali Boukhelifa : engineer auditor

4) セミナー内容

① プログラム内容：  
 ハラールに関するマレーシア基準の制定の背景、各基準の概要、  
 遵守基盤の説明と各国事情との比較検討。マレーシア国内でのハ  
 ラール取り扱いに関する組織論の説明もあったが、現状は、各部局



スピーチをする筆者



会場風景

が相互に連携しながら、ハラール基準と遵守基盤のマレーシア国内での統一化を図り、更に、グローバル化進行の経済環境下、対外的にはOIC組織を通じて、マレーシア基準などを他国に紹介していく事で、マレーシアのポジションアップを狙っている。

JAKIM, SIRIM, Standards Malaysia, HDCなど政府機関・公社間の職務権限内容などの説明。

\* ISC (Industry Standards Committee) の分科会が24あり、その中にハラールに関する分科会 (Standardization in the field of generic Islamic Perspectives including management system, food and non-food excluding preparation of standards related to specific products and industry sector) が、ISC (I) であり、その分科会の議長が、JAKIM長官。

セミナーでは、マレーシア政府 (科学技術革新省傘下) の科学分析機関 (KIMIA: Department of Chemistry Malaysia) を訪問し、研究所試験の実態も見学 (物性値検査、化学成分検査、色層分析、微生物検査、DNA検査等々)

## ② ハラールに関するマレーシア基準の概要

MS1500—2009：ハラール食品に関するガイドライン (全般)

\* 2005年版との違いの説明もあり。例えば、従来は、management responsibilityでは、「二人のムスリム雇用」という表現が、halal executive officersの資質を規定。またpremisesの部分も改定し、cross contaminationを避ける考えを徹底。従来の規定では、「豚舎から5キロ以上離れた場所」との規定に対して、距離規定ではなく、実質的な隔離規定にした点などある。

MS1900—2005：イスラーム視点による品質管理システム要領

MS2400—1—2010：ハラールランタイム管理システム要領：製品取扱及び輸送

MS2400—2—2010：ハラールランタイム管理システム要領：製品保管

MS2400—3—2010：ハラールランタイム管理システム要領：製品小売

\* 2400では、HTAPS (The Halalan-Toyyiban Assurance Pipeline)：イスラーム法上合法的であり清浄・健康的・衛生的・環境に適った適性の維持・確保)を導入し、農場から食卓まで (from farm to fork) の管理規定を作成。小売りまで通した流通システムに踏み込んだものとなっている。

MS2200—2008：イスラーム消費財 (化粧品、個人ケア用品) ガイドライン

MS2424—2012：ハラール医薬品ガイドライン

## ③ カントリーレポート

マレーシアの他21ヶ国がカントリーレポートを発表。各国のハラール事情 (準拠基準、証明関連など) の発表があった。OIC諸国招待者以外の日本 (拓殖大学イスラーム研究所) とフィリピンは、自主的にカントリーレポートを提出したものの。

### 5) セミナーに参加しての総括

#### ① TSRI/JMAのプレゼンテーション

今回のセミナーでは、「日本のハラール認証システム」をカントリーレポートとして発表した。内容は、「全ムスリムにとって、全ムスリムの為の、日本人ムスリムの奉仕」と言う精神で、日本からの輸出産品へのハラール認証を行っている事を説明した。

#### ② セミナーの要点、マレーシアのハラール事情と基準

インドネシアLPPOMでのセミナーの場合、CP：critical point判定など技術訓練 (テクニックのトレーニング) が中心であったが、今回のセミナーは、ハラール認証の技術論ではなく、マレーシア基準の設立背景など、更に遵守基盤に関する現状認識と課題などの研究セミナーであった。

その背景としては、マレーシアの国内産業、特に中小企業の経営層は殆どが、華人系マレーシア人 (人口比率：マレー人7割弱、華人系2割強、インド系約1割) であり、その様な環境下の産業構造の為、ハラール性の維持確保が課題になっている国情の紹介があった (イスラーム法に則り財務経理も遵守基盤の一つとして、MS1900の内容説明があった)。

今回のセミナーでは、マレーシア基準の「性格・方針」を勉強する良い機会でもあり、シャリーア基準に、ISO基準をベースにした、ある程度の合理性 (マレーシアの国情の加味し、OIC諸国の納得性も得る為、ある程度の生産性も考慮したもの) を踏まえた基準 (標準化) との説明であった。Halal Hub拠点を標榜しているマレーシア政府らしい見解であった。

#### ③ 他国のハラール事情

またセミナーでは、他国のハラール事情の紹介もあり、大変参考になった。

残念ながら、OIC他参加国でのハラール基準・基盤の整備は、まだまだで、西アジアの参加者からは、「MSのコピーをそのまま取り入れたい」「マレーシアのハラールロゴを使用させて欲しい」等々の要請も出た。

## イブン・クダーマ著「アルムグニー」収録のイジュマーの検証

イスラーム研究所長 森 伸生

シャリーアの法源として、基本的にクルアーン、スンナ (預言者の言行)、イジュマー (合意)、キヤース (類推) がある。クルアーンとスンナは法源として明文が定まっている。そこで、本論考では、第三の法源としての位置づけは確定しているが、実際の内容については未確定部分があるイジュマーの事案を研究の対象とした。資料として、サアディー著「イジュマー辞典」(1996年ダマスカス) と題する書籍を見出すことができ、それを利用した。研究題材として、「イジュマー辞典」(以下「辞典」) の中から「キヤース刑」(同害報復刑) の項目を取り上げた。礼拝などの信仰行為よりも犯罪の項目の方が社会性に富んだ法規範が出て、時代性があると考えたからである。「辞典」には4587件のイジュマーが収録されているが、「キヤース刑」項目には3268番から3345番までの77のイジュマーが集められている。そのうちイブン・クダーマ (西暦1223年/ヒジュラ暦620年没) 著「アルムグニー」からの引用は38件ある。イジュマー

は誰が合意者になっているかによって、共同体の合意、サハーバ (教友たち) の合意、ウラマーの合意などと分かれている。そこで、先の38件の中から、合意者の違うイジュマー数件を取り出して、検証する。「アルムグニー」に収録されているイジュマーを検討することによって、以下のことを考察する。一つは「アルムグニー」以前に収録されている著書との関連を見る。そのことによって、ウンマにおけるイジュマーの認知過程を知る。二つ目はイジュマーの法的規範になる根拠を確認する。そのことによって第一法源クルアーン、第二法源ハディースとイジュマーとの関連を考える。サアディー著「辞典」にはイジュマーの事案だけが記されているので、根拠を探る場合には、「アルムグニー」の本文を参照することになる。「アルムグニー」を研究対象としたのは、中世のハンバル法学者であったイブン・クダーマの代表的作品である同著書はハンバル学派法学の見解を解説し、他学派との意見の相違なども並記しており、法学百科事典として利用することができるからである。

## (1) 「キサース刑」項3270 キサース刑の実施

「ウンマ(イスラーム共同体)の中で次のことで異見はない。キサース刑はその条件として、故意の殺人または故意の傷害以外に実施されない。」

根拠：クルアーン【信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。】(4章92節)、【だが信者を故意に殺害した者は、その心報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう】(4章93節)、【信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた】(2章178節)

ハディース：【故意に殺害した者、彼は報復刑が科される】(アブダウド伝承)

同イジュマーは「イフティラーフ・アルウラマー」(アルマアウズィー著：907年/294年没)、「タハディーブ・アルアサール」(アッタバリー著：923年/310年没)、「アルマハッラー」(イブン・ハズム著：1064/456)にも収録されており、9世紀初頭、11世紀半ばにはイジュマーとして確認されている。根拠がクルアーンとハディースであり、ウンマの中でクルアーンとハディースの内容が定着していることの確認としてイジュマーが存在する。

## (2) 「キサース刑」項3272 傷害に対するキサース刑

「ムスリムたちは次のことで合意した。生命(殺害)以外でもキサース刑は可能であれば、実施される。」

根拠：クルアーン【われはかれらのために律法の中で定めた。「生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、凡ての傷害にも、(同様の)報復を。」しかしその報復を控えて許すならば、それは自分の罪の償いとなる。アッラーが下されるものによって裁判しない者は、不義を行う者である。】(5章45節)

ハディース【アナスは次のように伝えている。ルバイウの妹のウンム・ハリサはある男を傷つけた(彼女は彼の歯を折った)。そこで彼ら(被害者の身内)はこの争いを預言者に訴えた。すると預言者は「キサース(報復)だ、キサースだ」と言った。】

このイジュマーは「イフティラーフ・アルフカハーイ」(アッタバリー著)と「ビヤヤ・アルムジュタヒド」(イブン・ルシュド・アルクルトビー著：1198年/595年没)からも引用していることから、すでに10世紀(ヒジュラ暦4世紀)にムスリムたちが認識している事案であったと言える。

## (3) 「キサース刑」項3274 過失の傷害に対するキサース刑

「過失の傷害にはキサース刑はイジュマーによって行われぬ。」

根拠：クルアーン【信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。過失で信者を殺した者は、1名の信者の奴隷を解放し、且つ(被害者の)家族に対し血の代償を支払え、だがかれらが見逃す場合は別である。もし被害者があなたがたと敵対関係にある民に属し、信者である場合は、1名の信者の奴隷を解放すればよい。またもしかれが、あなたがたと同盟している民に属する場合は、その家族に血の代償を支払ったうえ、1名の信者の奴隷を解放しなければならぬ。資力のない者は、アッラーからの罪の償いに続けて2ヶ月間の齋戒をせよ。アッラーは全知にして英明であられる。】(4章92節)

根拠はクルアーンだけが記してある。イジュマーの合意者は特に示されていない。さらに、「アルムグニー」だけからの引用となっている。イブン・クダーマの時代まで、常にこの事案が問われた時にはクルアーンの根拠を示すだけで共同体の誰もが合意した結果であろうと考えられる。

## (4) 「キサース刑」3275 傷害に対するキサース刑の条件

「傷害に対するキサース刑に関して、加害者から、不当ではなく、増加もなく、自分の権利を行使できることが条件となる。これについて異見は知られていない。(キサース刑の実施によって)破壊(死)に至る危険性がある(頭蓋)骨の場合には、キサース刑は行われぬ。これはイジュマーによる。」

彼ら(共同体)は次の事に同意した。同一の名称ではない部位は(キサース刑によって)切断されない。」

根拠：クルアーン【もしあなたがたが罰するなら、あなたがたが悩まされたように罰しなさい】(16章126節)、【誰でも、あなたがたに敵対する者には、同じように敵対しなさい】(2章194節)

犯罪による復讐刑量以外は犯罪者といえども身体は不可侵であ

る。生命に対するイスラームの基本理念を根拠としてあげてある。根拠の一つとして、人権の定着とする公益とみることができる。

同イジュマーは「ムラーティフ・アルイジュマー」(イブン・ハズム著：1064年/456年没)、「ナイル・アルアウタール」(アッシャウカーニー著：1834年/1250年没)に収録されており、11世紀初頭でイジュマーとしてウンマの中で定着し、13世紀初頭で「アルムグニー」を経て、19世紀初頭でイジュマーとして再確認されている。イブン・クダーマは「アルムグニー」の中で、同イジュマーを伝えるにあたり、アンナフィー(715年/97年没)、ウマル・ビン・アブドルアジーズ(720年/99年没)、アター(732年/114年没)、アッザハリ(741年/124年没)、イブン・シャイラマ(761年/144年没)、アッサウリー(777年/161年没)、アッシャーフィイー(820年/204年没)、アルハサン(933年/321年没)らの学者の名をあげて、同イジュマーの確定を再確認している。

これらのイジュマーの伝承を見る限り、合意者たちは明らかではなく、各時代のイジュマーの規定を実行した法学者たちの名があげられている。それによって、イジュマーの正当性が各時代で確認されてきたことを実証していると判断される。

## (5) 「キサース刑」3277 証言によるキサース刑の確定

「キサース刑が義務付けられるものは、例えば、故意の殺人、それは公正な男性二人の証人によって確定する。男性一人と女性二人の証言を受け入れない。男性一人(の証言)や原告の誓約も受け入れない。これは知識人たちの間で異見が出ていない。」

根拠：固定刑(ハッド刑)同様に公正な男性二人を証人とする。なぜなら、罪に対する罰による身体刑であるからである。

同イジュマーはキサース刑がハッド刑同様に身体への懲罰ということで、その証人についても同様の重要性を用いたことになる。この根拠はハッド刑の証人から類推した結果となる。

同イジュマーは13世紀初頭の「アルムグニー」に最初に収録され、次に「ナイル・アルアウタール」に収録されている。しかし、男性四人の証人しか受け付けぬとするアルハサン一派の見解があるため、同イジュマーはハンバル学派におけるイジュマーと見ることもできる。

## (6) 「キサース刑」項3280 キサース刑を執行されない者

「次の事に関して知識者たちの間で異見がなかった。小児、狂人にはキサース刑は行われぬ。同様に知性を喪失している者すべて、例えば、睡眠者、気絶者などである。殺害が精神障害や知性喪失の状態で起こった場合である。狂人は時に正常な意識が戻り、時にはそれが消えるが、正常な意識が戻った状態で犯罪を行ったならば、彼には正常な成人に対するのと同様の刑が科される。このことに対してウラマーは合意した。」

根拠：ハディース【預言者は次のように言った。「筆は次の三者について記すことはない(罪を問うことはない)。それは、小児は成人するまで、睡眠者は目覚めるまで、狂人は正常になるまでである。】

根拠はハディースだけである。イジュマーの合意者はウラマーである。同様に、「ムラーティフ・アルイジュマー」と「アルイスティズカール」(イブン・アブドルハッセル著：1071年/463年没)からも引用されている。このことから同イジュマーは11世紀以前には成立して継承されてきたことが理解される。また、このイジュマーの後半部分はハディースの解釈によって規定が出されているので、同イジュマーは、ハディース解釈に対するウラマーのイジュマーであると理解される。

## (7) 「キサース刑」項3281 無実者に対するキサース刑

「被害者の相続人は無実の者を加害者とした証言者たちの虚偽を知っていたにもかかわらず、キサース刑を実行した。そして、彼(相続人)はそのことを自白した。つまり、彼は(加害者とされた者の)殺害を意図していた。ならば、彼に対してキサース刑が行われる。このことについて異見は知られていない。」

根拠：ハディース【預言者は次のように言った。「我が共同体は過失、失念、そして強制されたことは赦免することができる。】

この根拠は犯罪の直接的実行者に対してキサース刑が科されるのではなく、犯罪の強制者に対するキサース刑を科す根拠として挙げられている。その強制者とその方法について、「アルムグニー」は

三つのパターンを説明している。その三つめのパターンとして虚偽の証言をあげている。虚偽の証言を利用して強制的に処刑させたというのである。この場合の虚偽の証言者たちは別件の虚偽罪で処罰されることになる。

このハディースから強制者全員に対するキサース刑についてハナフィー学派の学祖アブーハニーファ（767年/150年没）、マーリク学派の学祖マーリク（792年/179年没）、シャーフイー学派の学祖アッシャーフィー（819年/204年没）、他にハナフィー学派のムハンマド・アッシャイバーニー（805年/190年没）、アブーユースフ（798年/182年没）がそれぞれにその規定を正しいとしている。同イジュマーについては他の文献から引用はない。すでに、各学派の学祖時代において同イジュマーの事案は確立していたのであろうが、「アルムグニー」に記すことによって、全学派の中に異見がないことを確立したことになる。ここにおいては、同イジュマーにあげられている事案について、上記のハディースをもとに、演繹した結果として、法規定が出されている。

#### (8) 「キサース刑」項3286 戦争の地におけるキサース刑

「遠征から帰ってきた者で、戦争の地にてキサース刑を科せられた者はイスラームの地に戻るまで、キサース刑を実施されなかった。そして、刑は（戻ってきて）実施される。それはサハーバのイジュマーである。」

根拠：ハディース「手は戦場にて切断刑に処せられない」（アブーダウード伝承）、サハーバのイジュマー

同イジュマーは「アルムグニー」にしか載っていない。それはハンバル学派のイジュマーと言える。マーリク、アッシャーフィー、アブーサウル、イブン・アルムンズィルはハッド刑はいかなる場所でも実施されると言った。なぜなら、アッラーはいかなる場所、時でも刑を実施することを命じたからである。アッシャーフィーはイマームとして軍司令官または当地の統治者が不在ならば、イマームが来るまで刑の執行を延期すると言った。アブーハニーファは、ハッド刑も、キサース刑も戦争の地では実施されないし、帰還した時にも実施されない、と言った。

#### (9) 「キサース刑」項3288 傷害に対してキサース刑はいつ行うのか

「彼らは次のことに合意した。傷が完治するまで、傷害に対するキサース刑は許されない。」

根拠：ハディース【ジャービルは次のように伝えている。「預言者は被害者の傷が癒えるまで、傷に対して賠償金を得ることを禁じた。】

イジュマーの合意者は彼らと記してあるが、これは「アルムグニー」には知識の人々の言葉として、アンナクイー（714年/96年没）、アッサウリー（777年/161年没）、アブーハニーファ、マーリク、イスハーク（858年/244年没）、アブーサウル（860年/246年没）などがあげられている。やはり各時代の知識者の見解に異見はなく、その事案が伝えられた結果、イジュマーとしてあげられていると考えられる。同イジュマーは「アルイジュマー」（イブン・アルムンディル著：931年/319年没）からも引用している。つまり、9世紀初頭にはイジュマーとして定着している。

#### (10) 「キサース刑」項3291 妊婦に対するキサース刑の実行

「知識者たちのイジュマーである。妊婦が出産する前にキサース刑を行うことは許されない。たとえ、彼女が犯罪時に妊娠していたか、または犯罪後、キサース刑が実行される前に妊娠したとしてもである。これはキサース刑が生命（殺人）に対する場合である。」

根拠：クルアーン【正当な理由による以外は、アッラーが尊いものとされた生命を奪ってはならない。誰でも不当に殺害されたならば、われはその相続者に賠償または報復を求める権利を与える。殺害に関して法を越えさせてはならない。本当にかれは（法によって）救護されているのである。】（17章33節）

ハディース【アッラーの使徒は次のように言った。「女性が故意に殺害したが、彼女のお腹にいるものを生み、子供が養育の後見人を定めるまでキサース刑に処せられない。また女性が姦通をしたが、彼女のお腹にいるものを生み、子供が養育の後見人を定めるまでキサース刑に処せられない。】

同イジュマーはクルアーンとハディースの内容を再確認した事案

である。同イジュマーは「アルムグニー」の他に、「アルイスティズカール」（イブン・アブドルバッル：1071年/463年没）、「ビダーヤ・アルムジュタヒド」（イブン・アルルシュド：1198年/595年没）、「シャルフ・アルムスリム」（アンナウウィー：1277年/676年没）から引用している。各時代でハディースの内容がイジュマーとして確認されてきたことが理解される。

#### (11) 「キサース刑」項3294 犯罪者二人による重犯

「一人物に対して二人の者がそれぞれに罪を犯した。一人目がその人物を殺害した。（二人目はその人物の死後、遺体を傷つけた。）一人目の犯罪者に対して、殺人罪が科され、二人目に対しては教育的懲罰だけであった。被害者の相続者は（殺人罪に対してキサース刑または）賠償金を望むならば、最初の犯罪者（殺人者）にだけ賠償金を求めることができる。

もし、最初の犯罪者が傷つけ、被害者がまだ生存している中、二人目が殺害した場合。最初の加害者に対して、被害者の相続人は傷害罪としてのキサース刑、または賠償金を選択することができる。しかし、傷害の箇所によってはキサース刑が科せられない箇所があるので、その場合には賠償金が科せられることになる。それはシャーフイー学派とアハマドの学派である。それに関して、異見は知られていない。（一人目の加害者に対して、さまざまな意見が出たので、このようなイジュマーが成立したと思われる。二人目の加害者つまり殺人者に対しては通常に裁かれるのでここでは特に記されていない。）

根拠：ウマルの判断に対してサハーバが協議して、それを受け入れた。

同イジュマーは「アルムグニー」にしか載っていない。イジュマーの中にも記してあるように、シャーフイー学派とハンバル学派だけが受け入れたイジュマーと言える。

ここにイジュマーの合意者たちが異なるイジュマー11事案をあげて、その根拠を確認した。11イジュマーのうち、クルアーンまたはハディースが記されているものは9件であり、そのうち2件は両法源の解釈に対するイジュマーである。2件がサハーバのイジュマーである。1件はクルアーンを基にして公益を考えている。1件が類推からである。このように、イジュマーの根拠はクルアーンとハディースの明文が多くみられる。イジュマーの合意者はウンマ、ムスリムたち、知識人である中で、知識人の合意が7件である。また、「アルムグニー」に収録されるだけでなく、それ以前の他の文献に収録されていたことによって、イジュマーの認知が確立してきた経緯が見てとれる。さらに「アルムグニー」にのみ収録されているものには、二通りあり、一つは周知の事実として、各時代でイジュマーの存在が知りえていたものと考えられる場合、もう一つはハンバル学派だけの認める場合である。

知識者たちによる合意との表現については、「アルムグニー」ではイジュマーの事案説明の中で、各時代の諸ムジュタヒドが同様の内容を容認している状況をあげているだけである。それは各時代のムジュタヒドであって、最初のイジュマーの合意者たちではない。そのことを考慮しても、各時代におけるムジュタヒドが同様の事案に対するイジュマーを認め、さらに他のムジュタヒドや共同体全体が認めたものと考えられる。例えば、アブーハニーファの認めたイジュマーを当時の共同体が認め、イジュマーがその時代に定着する。次いで、マーリクが同様のイジュマーを認め、さらに拡大した共同体に定着する。次いでアッシャーフィーが同様にイジュマーを認め、さらに拡大した共同体の中でイジュマーが定着する。このように考えた時に、重要なことはイジュマーの成立と同時に後世への伝達であり、各時代におけるムジュタヒドの確認であり、それによるイジュマーの定着であると考えられる。

イジュマーの役割はクルアーン、ハディースに次いで、両法源から演繹して新たな事案に対して法規定を見出すことにある。しかし、イジュマーの事案の内容は、根拠を見ても理解できることであるが、クルアーン、ハディースの内容を再確認する事案が多々見られる。そこに、イジュマーの役割において、各時代で、クルアーン、ハディースの内容の確認と定着というイスラームの基本的な動きがあると考える。

## クルアーンの中のヒドル（緑の人）物語

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

クルアーンは、基本的にアッラーの存在とその創造の力を人間に知らせることが目的としてある。それを伝える表現としてクルアーンではさまざまな方法が使われているが、人の興味を引く分かり易い手段として、物語がある。この手段は、クルアーンに物語章と名付けられた一章があるくらい物語が重要な位置を占めていると言える。数多くある物語には不思議な物語がいくつか出てくる。その中でもこのヒドルの物語は、唐突に現れ、しかも彼は預言者ムーサー（モーゼ）よりも知識を持つ人物として登場する割には、その具体的な名前も場所もクルアーンの中では語られることがないという点で、強烈な印象を読者に与える。ヒドルという名前は、ハディースに出てくることからこの物語の全体像を知るにはハディースとあわせて読む必要がある。更にこの物語はアラブの古くからの伝承として流布されていたために当時の人々は何の説明もなくこの話を受け入れることが出来たと想像される。そしてこの不思議な人物はアレキサンダー大王と共に永遠の命の泉を求め人物として西欧にまで伝わっているのである。そのことは当時の共通認識としてあったようで、クルアーンでもこのヒドルの物語の後にズルカルナイン（アレキサンダー）の物語が続いて出てくるところも関係しているように推測される。

### ムーサーの決意

クルアーン18章60節「ムーサーがその従者にこう言った時を思え。『わたしは2つの海が会う所に行き着くまでは、何年かかって、（旅を）止めないであろう。』」は、ムーサーが連れの若者に2つの海が会う場所までどれだけの時間がかかってそこに到着するまで旅を続けると宣言するところから突然始まる。読者は、何のためにムーサーがそれほど強固に旅を続けなければならないのか、また2つの海が会う場所がどこなのか何も分からないまま話に引き込まれる。更に次の61節では「しかしかれらが、2つ（の海）の出会った地点に辿り着いた時、かれらの魚（のこ）を忘れていたので、それは海に道をとって、ずっと逃げ失せてしまった。」せっかく目的の場所についていながら、その場所が分からず魚が逃げてしまったと言う。ここで読者の困惑は更に増す。「魚」が逃げ出すとは何のことなのか？その魚はどこから来たのか？疑問は増えるばかりで答えは与えられない。その背景の説明は、次のハディースを読むとはっきりする。

それは、サイド・ビン・ジュバイルにより、イブン・アッパースがウバイ・ビン・カアブから聞いたハディースとして伝えているものでムスリムのハディース集に書かれている。尚、このハディースは、一人のユダヤ人が、クルアーンの中の物語に出てくるヒドルと一緒にムーサーは、我々の使徒であるムーサーとは別人であると主張したことへの反論として伝えられたものである。ここから分かるようにクルアーンには記述のないこの物語の人物の名前がヒドルという名前であることは知られていた。またユダヤ人の預言者ムーサーよりアラブ人のヒドルの方が知識があることをユダヤ人は嫌っていたことが分かる。

さてムーサーがなぜ旅に出たかについて預言者はこのハディースで次のように語っている。

「ムーサーはイスラエルの民の間で演説を行うために立ち上がった。そこで彼は『人々の中でも誰が最も知識がありますか？』と尋ねられた。そこで彼は『私が最も知識があります』と答えた。するとアッラーは彼に知識を与えず彼を叱り次にそのような啓示を与えた。『私の下僕達の中で二つの海（川）が出会う所の下僕こそより知識がある。』そこでムーサーは『はい、我が主よ、いかにしたら私は彼に会うことが出来ますか？』と言った。それでアッラーは次のように言った。『大きな籠に魚を入れて運びなさい。そしてそれが汝から逃げた場所こそ彼の場所です。』そこで彼（ムーサー）は青年を一人連れて旅立ったが、その若者はユウシャウ・ビン・ヌーンであった。そしてそのときムーサーは大きな籠に魚を入れて運んでいた。こうして彼と青年は岩のある所にたどり着くまで進みつづけた。そこでムーサーと青年は眠ってしまい、魚が籠の中で暴れだし籠から飛び出して、とうとう海に落ちてしまった。」また別の伝承では、「アッラーはムーサーに『旅の食料として海の魚を用意しなさい。そしてそれ（求めている人物の場所）こそ汝がその魚を失

う場所である。』と伝えた。さてそこで彼と彼の従者は大岩のある所にたどり着くまで進んで行ったが、しかしまったく手掛かりがなかった。そして彼はさらに進み、若者（従者）はそこに残した。すると突然その魚が水の中で暴れだした。そして水がドームのようになりその魚を包んだ。そこでその若者は次のように言った。『私はアッラーの預言者（ムーサー）に追いつき彼に知らせなくてはならない。』しかし彼はそのことをすっかり忘れてしまった。」

このハディースで初めてムーサーが魚を持って旅に出た理由がわかる。アッラーから、魚が逃げた場所がヒドルと会う場所だと知らされていたのにそれを若者が言うのを忘れたために二人はその場所を通過してしまう。

### ヒドルとの会見

ムーサーがヒドルと合うためには、連れの若者が魚が籠から逃げた話を思い出さなければならない。そこでムーサーが食事を若者に命じた時、若者は初めて魚が逃げたことを思い出す。ここで若者は、忘れていた理由を悪魔の仕業と説明する。悪魔は人間を惑わすためにやってくるが、若者を惑わしても預言者を惑わすことが出来ないことがこのエピソードから分かる。

クルアーン62、63節「かれら二人が（そこを）過ぎ去った時、かれ（ムーサー）は従者に言った。『わたしたちの朝食を出しなさい。わたしたちは、この旅で本当に疲れ果てた。』」

63. かれは（答えて）言った。『あなたは御分りでしょうか。わたしたちが岩の上で休んだ時、わたしはすっかりその魚（のこ）を忘れていました。これに就いて、（あなたに）告げることを忘れさせたのは、悪魔に違いありません。それは、海に道をとって逃げました。不思議なこともあるものです。』

ムーサーは、それを聞いた時、そこが約束の場所であることを確信する。そしてすぐにも来た道を引き返す。

クルアーン64節「かれ（ムーサー）は言った。『それこそは、わたしたちが探し求めていたものだ。』そこでかれらはもと来た道を引き返した。』

するとそこにヒドルを見つけた。クルアーンではアッラーの僕とだけ記述され名前は出てこないが、アッラーから特別に知識を授けられた者である。

クルアーン65節「それからかれは（岩のところに戻って来て）、われの一人のしもべに会った。われは（あらかじめ）かれに、わが許から慈悲を施し、また直接に知識を授け教えておいたのである。』

ハディースでは、より具体的な描写が見られる。

「そこで彼は頭から服をすっぱりと被った一人の男を見た。そこでムーサーは彼に挨拶（あなたに平安あれ）をした。するとヒドルは彼にこう言った。『このあなたの土地のどこにサラーム（平和）がありますか？（平和なぞないではないかの意。）』」

そこで彼は『私はムーサーです』と言った。すると彼は『イスラエルの民のムーサーですか？』と言った。それで彼は『はいそうです。』と答えた。そこでヒドルはこう言った。『あなたは私が知らない知識をアッラーから授かり知っています。また私もあなたの知らない知識をアッラーから授かって知っています。』」

### ムーサーがヒドルに師事

ヒドルに会えたムーサーはさっそくアッラーから啓示されたように彼に師事することを懇願する。

クルアーン66節「ムーサーはかれに、『あなたに師事させて下さい。あなたが授かっておられる正しい知識を、わたしに御教え下さい。』と言った。』

しかしヒドルは、簡単にそれを許可しない。それは、人は理屈に合わないことを強制されることに耐えられないからである。クルアーン67、68節「かれは（答えて）言った。『あなたは、わたしと一緒に到底耐えられないであろう。あなたの分らないことに関して、どうしてあなたは耐えられようか。』」

それでもムーサーは、必死に頼みこむ。

クルアーン69節「かれ（ムーサー）は言った。『もしアッラーが御好みになられるなら、わたしがよく忍び、また（どんな）事にも、あなたに背かないことが分りましょう。』」

ヒドルは、一つの条件をつけることでムーサーの頼みを受け入れる。それは何があっても質問して口を出さないことである。

クルアーン70節「かれは言った。『もしあなたがわたしに師事するのなら、わたしがあなたに（何かとりたてて）言うまでは、何事に

就いても、わたしに尋ねてはならない。』

ハディース「ここでヒドルは彼に次のように言った。「もしあなたが私に付いてくるのなら、私があなたに話しを切り出すまでは決して私にものを問うてはなりません。」

ムーサーは、これに同意し二人は旅立った。その後、ムーサーは、ヒドルが引き起こす普通では理解できない数々の出来事に遭遇する。

#### 最初の事件：船を壊す

二人は、旅に出て船に乗ることになるが、ヒドルはその船を壊してしまう。ムーサーは、あまりの無謀な振る舞いに思わずヒドルを強く非難する。

クルアーン71節「そこで2人が出発して、舟に乗り込むと、かれはそれに穴をあけた。そこでかれ（ムーサー）は言った。『あなたがそれに穴を開けるのは、人びとを溺れさせるためですか。あなたは本当に嘆かわしいことをなさいました。』」

ハディースには更にこの間の事情について詳しく語られる。

「こうしてヒドルとムーサーは海岸を歩き出したが、彼ら二人の前を一隻の船が通りかかった。そこで二人は彼ら（船の持ち主）に二人を乗せてくれるように話しかけたが彼らはヒドルを知っていたので、ただで彼らを乗せてくれた。ところがヒドルは船の厚板を一枚つかみそれを剥がしてしまった。そこでムーサーは彼にこう言った。『人々は私達をただで乗せてくれました。それなのにあなたは彼らの船を壊し船の相客を溺れさせようとして船底に穴をあけました。あなたはなんとも嘆かわしいことをしました。』」

このムーサーの非難に対しヒドルは、最初の条件を思い出させる。

クルアーン72節「かれは言った。『あなたは、わたしと一緒に耐えられないと、告げなかったか。』」

ムーサーは、一時の感情に駆られ約束を忘れたことを謝るしかなかった。

クルアーン73節「かれ（ムーサー）は言った。『わたしが忘れたことを責めないで下さい。また事を、難しくして悩ませないで下さい。』」

#### 第二の事件：男児を殺害

二人は、再び旅を続けると今度は、一人の男児に会うとすぐにヒドルはその子を殺してしまった。ムーサーは、罪もない子供を殺したヒドルを激しく非難する。

クルアーン74節「それから2人は歩き出して、一人の男の子に出会ったが、するとかれはこれを殺してしまいました。かれ（ムーサー）は言った。『あなたは、人を殺した訳でもない、罪もない人を殺されたのか。本当にあなたは、（且つて聞いたこともない）惨いことをしたものです。』」

ヒドルは、再び約束を思い出させる。

クルアーン75節「かれは答えて言った。『あなたは、わたしと一緒に耐えられないと、告げなかったか。』」

ムーサーは、さすがに恥ずかしくなると、もう一度同じことをしたらそれで別れると最後の約束をする。

クルアーン76節「かれ（ムーサー）は言った。『今後わたしが、何かに就いてあなたに尋ねたならば、わたしを道連れにしないで下さい。（既に）あなたはわたしからの御許しの願いを、（凡て）御受け入れ下さいました。』」

ハディースでは更にこの間の事情を詳しく語っている。

「それから二人は船から降りて歩きはじめたが、二人が海岸を歩いていると一人の少年が他の少年達と遊んでいた。するとヒドルは彼（少年）の頭をつかみ引き抜いて彼を殺してしまいました。そこでムーサーはこう言った。『あなたは無邪気な子供を何の罪もないのになぜ殺したのですか？あなたは何とも忌むべきことをしてしまいました。』すると彼は『私はあなたに、あなたは私と一緒にではとても我慢できないと言いませんでしたか？』と言った。だがムーサーは『これは最初よりも残酷です』と言ってさらにこう言った。『もし私が今度もう一度あなたに何かのことで尋ねたならば私を道連れにしないで下さい。もはやあなたは私と分かれる立派な言い訳をお持ちですの。』」

#### 第三の事件：壁の修復

ムーサーの誓いによって二人は再び旅を続けて、ある町までやって来た。食べ物なくなったので住人に食べ物を分けてくれるように頼んだが、冷たく断られた。ところが、ヒドルは、崩れかけた壁を見つけると親切にもそれを無償で直してやった。ムーサーは、皮肉をこめて、それで食事代ぐらいは取れたのにと言ってしまった。

クルアーン77節「それから2人は旅を続けて、或る町の住民の所まで来た。そここの村人に食物を求めたが、かれらは2人を歓待することを拒否した。その時2人は、正に倒れんばかりの壁を見つけて、かれはそれを直してやった。かれ（ムーサー）は言った。『もし望んだならば、それに対してきて報酬がとれたでしょう』」

するとヒドルは、ムーサーに別れを告げてこれまでの彼の行動の本当の理由を解説することになる。恐らくムーサーが口を挟むことなく、ヒドルの理不尽な行動に付き合うことが出来るならいつまでもその旅は続いたかもしれない。しかし人間は、考えるようにできている。いつも何故、どうしてと問うてしまうものである。そしてそこには、人間の知識の及ばない理由、規則が働いていることをヒドルの行動を通してアッラーは知らせていると言える。

クルアーン78節「かれは言った。『これでわたしとあなたは御別れである。さて、あなたがよく耐えられなかったことに就いて説明してみよう。』」

#### ヒドルの不可解な行動の理由

##### 船を壊した理由

ヒドルをただで船に乗せてくれた人の親切に裏切るように、その船を壊したのはその国の王様が人々の船を強制的に奪っていて、乗せてもらった船は、貧しい人たちの唯一の財産でその船がなければ生活ができなくなってしまうものだった。そこでその船を守るために船を欠陥のある使えないものに見せるために一部を壊したのだった。

クルアーン79節「舟に就いていうと、それは海で働く或る貧乏人たちの所有であった。わたしがそれを役立たないようにしようとしたのは、かれらの背後に一人の王がいて、凡ての舟を強奪するためであった。」

##### 男児殺害の理由

次の少年を殺した理由は、彼の両親は信仰深く敬虔な人だったが、息子はまるで反対の邪悪な不信心者だった。それでも両親は、息子を溺愛し息子の言うままだった。そのままでは息子に引きずられて両親まで不信心になってしまう恐れが十分にあった。そこでそれを止めて、代わりにふさわしい子が授かるようにするためにその子を殺したのだった。

クルアーン80、81節「男の子に就いていえば、かれの両親は信者であったが、わたしたちは、かれの反抗と不信心が、両親に累を及ぼすことを恐れたのである。」

81. それでわたしたちは、主がかれよりも優れた性質の、純潔でもっと孝行な（息子）を、かれら二人のために授けるよう願ったのである。」

##### 壁の修復の理由

二人が困って食べ物をお願いした町の人々は、それを拒否して二人を受け入れなかったのにヒドルは、崩れかかった家を見つけると無料でその壁を修復してやった。その人が良過ぎるように見えた行為の理由は、その家の所有者が二人の孤児で、その壁の下には財産が隠されていてアッラーは孤児が大きくなったときにそれを使えるように計らっていたのである。ヒドルは、その壁を修復して孤児が大きくなるまでそこが荒らされないようにしたのだった。

クルアーン82節「あの壁は町の2人の幼ない孤児のもので、その下には、かれらに帰属する財宝が埋めてあり、父親は正しい人物であった。それで主は、かれらが成年に達してから、その財宝をかれら二人のために掘り出すことを望まれた。（これは）主からの御恵みである。わたしが勝手に行ったことではなかったのだ。これがあなたの耐えられなかったことの説明である。」

ハディースの最後は、「そのとき（ムーサーがヒドルに条件を破った赦しを乞うた時）一羽の燕が来て船の縁に止まり、それから海の水をつついた。するとヒドルはムーサーにこう言った。『私の知識もあなたの知識もアッラーの知識に比べればこの燕が海からつついて飲んだ水のようなものです。』」で終わる。これからも分かるように人間の知りうることは僅かなものでしかないことを理解し、神の創造の前では謙虚にその真理を求めることがこの物語の伝えるものである。このヒドルの物語は、アラブの伝承を入り口に人々の関心をひきつけ、更に預言者ムーサーまで狂言回しのように引き込み謎解きで終わる。読者は、そこで納得し、ある種の感動を受ける。直接的な時代も人物の名前も表さないことが更にこの物語を神秘的に見せて興味を引き付ける。これはクルアーンの中で語られる物語の典型であり、その意図が最もよく表現されたものである。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所  
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14  
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416  
ホームページURL: http://www.sri.takushoku-u.ac.jp

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成24年10月19日発行 第36号  
発行人 拓殖大学イスラーム研究所  
編集人 イスラーム研究所主任研究員  
柏原 良英

## 正統四代カリフの時代－アブーバクル（13）

（前回からの続き）

### 「聖遷・ヒジュラ」

アブーバクルは、預言者やイスラーム教徒達に対するクライシュ族の人々の横暴な態度を見るにつけ、マッカはイスラーム教徒に住みづらくなったことを感じ、預言者に他の地へ避難することを求めている。預言者はイスラーム教徒にキリスト教徒の国エチオピアへの避難を許した。それで、二度にわたリイスラーム教徒達はエチオピアへ避難した。アブーバクルもエチオピアをめざしてマッカを出たが、その途中で、カーラ家の当主イブン・ダギナと偶然に出会った。彼はアブーバクルに言った。「どこへ行くのか。アブーバクルよ」「マッカのクライシュ族の人々が私を追い出したので、私は大地を旅して、わが主に仕えたいと思っている。」「アブーバクルよ、あなたのような者は、マッカを出ていってはならない。あなたはすべてを投げ出すことができる人であり、親類を大切にし、弱者のために立ち上がり、客をもてなし、災難者を助ける人だ。私はあなたの隣人である。戻りなさい。そしてあなたの町であなたの主に仕えなさい。」

アブーバクルはその言葉を受け入れ、イブン・ダギナと一緒にマッカへもどった。イブン・ダギナはカアバ聖殿の前でクライシュ族の人々を前にして、立ち上がって言った。

「クライシュの人々よ、私はイブン・アブークファーハを保護した。誰でも彼に良い態度で接するように！」

だが、アラブのよき伝統を軽視するようになったクライシュ族の人々はイブン・ダギナの隣人保護宣言さえも拒否して、彼の家の中だけでアブーバクルがアッラーに仕えるようにとの条件を付けた。アブーバクルはその条件通りに彼の家の中で礼拝を行ないクルアーンを読んでいた。最初のうちはそれを外に知られないように、注意を払っていたが、彼はクルアーンを読むといつもとめどもなく涙を流し、クルアーンを読む声も押さえることが出来なくなっていた。そうするうちに、クライシュ族の女性や子供達がクルアーンを聞くためにイブン・ダギナの家の戸のところに集まるようになった。

クライシュ族の人々はアブーバクルの影響を恐れた。彼らはイブン・ダギナのところへ使いを送った。アブーバクルにクルアーン読唱を止めさせるか、もしくは彼の保護を止めるかどちらかを選ぶように申し出た。イブン・ダギナはアブーバクルにその要求を伝えた。だが、アブーバクルは礼拝とクルアーン読唱を止めよと言う要求はきっぱりと断わり、イブン・ダギナに言った。「私はあなたにあなたの保護を返します。そして、わたしはアッラーにアッラーの保護を求めます。」

アブーバクルはエチオピアへの避難を断念し、マッカでアッラーの救いを待つ生活に再び戻った。他の伝えによると、アブーバクルは預言者と離れることなど全く考えず、エチオピアへの避難も最初から行なう意志はなかったということである。

アブーバクルはマッカで預言者の教友達と一緒に過ごした。クライシュ族の迫害は日に日に激しくなってきた。来る日も来る日もアブーバクルも教友達もクライシュ族から迫害を受けていた。迫害がいよいよ激しくなった頃、預言者はアッラーからの啓示によりイス

ラーム教徒達にマディーナへの聖遷（ヒジュラ）を許可した。イスラーム教徒達は三々五々にマッカを離れた。アブーバクルも聖遷について預言者に伺いを立てた。預言者はアブーバクルに言った。「慌ててはならぬ。そなたは私と共に行くことになるだろうから。」

それから、預言者はアッラーが彼に聖遷を許されるのを待ち続けていた。アブーバクルも同様に聖遷の許可を待ち望んでいた。アブーバクルが真昼の暑いときに家に居たとき、ある者が言った。「アッラーの使徒様が、いつもの時間になってもアブーバクルのところに来ないとは？」「アッラーに誓って、この時間に来られないのは、使徒様に何か起こったに違いない。」とアブーバクルも心配そうに言った。

そこへ、突然預言者がやってきて、アブーバクルの家の中に入ってきた。アブーバクルが他の者達と居るのを見て、彼に人払いを求めた。「彼らはあなた様の仲間です。どうぞ、ご安心下さい。私の父母よりも大切なお方である、アッラーの使徒様。」

「アブーバクルよ、アッラーが私に聖遷をお許しになった。」

「私もあなたと一緒に、アッラーの使徒様。」

「勿論」と預言者は答えた。

（次号に続く）

訂正とお詫び：前号(13)に誤りがありましたのでここに改めて(13)を掲載いたします。心よりお詫び申し上げます。

### 研究会報告

#### 【平成24年度第2、3回タフスィール公開研究会開催】

今年度第2回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、7月21日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は四戸潤弥同志社大学教授・拓殖大学イスラーム研究所客員教授でクルアーン第8章戦利品章32～66節を解説した。第3回目のタフスィール公開研究会は、9月15日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は遠藤利夫イスラーム研究所客員教授でクルアーン第8章戦利品章67～75節と第9章改悛章1～18節を解説した。

### محتويات العدد

- 1 . تقرير عن المؤتمر الدولي للحلال بماليزيا  
رئيس لجنة العلوم : موتو أيجي
- 2 . مقالة البحث عن الإجماع في كتاب المغني  
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 3 . مقالة عن قصة الخضر في القرآن  
الباحث الأول : كاشيها را يوشيهيدي
- 4 . مقال : الخلفاء الراشدين (13)  
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 5 . أخبار المعهد: الدور الثاني و الثالث لدراسات التفسير (سورة الأنفال والتوبة)